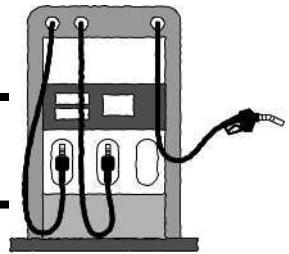


大気規制及び届出の概要(ガソリンスタンド編)

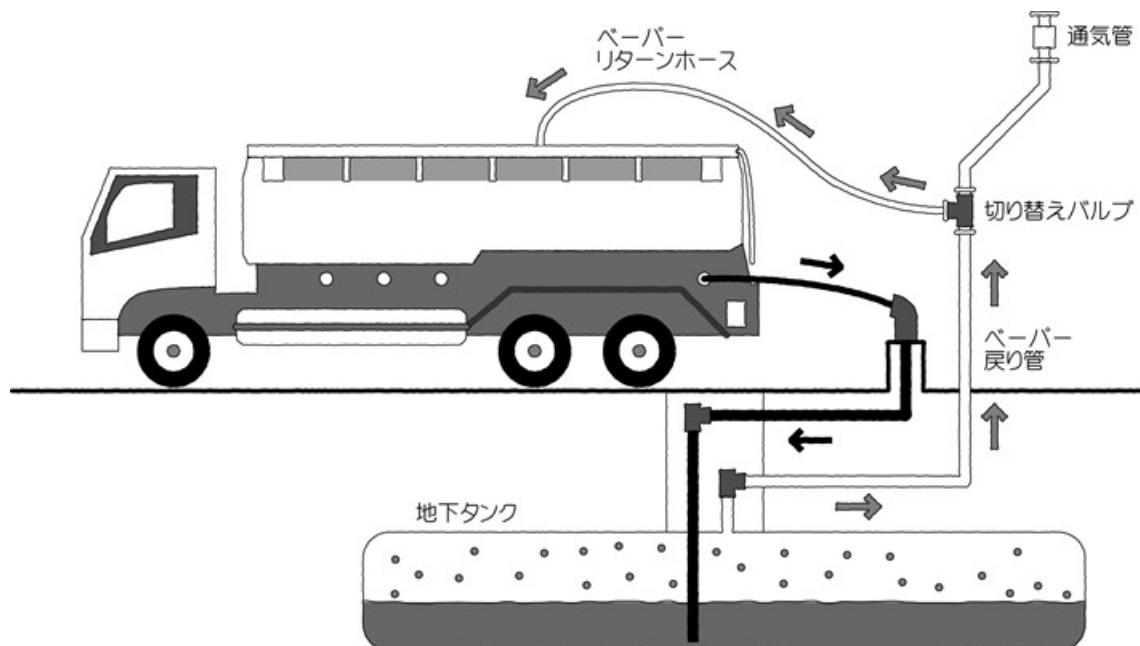


一定規模以上の貯蔵施設を設置するガソリンスタンドには、県民の生活環境の保全等に関する条例に基づき、炭化水素系発生施設の設置の届出等が義務づけられています。

また、ガソリンスタンドから排出されるガソリンベーパー（蒸発ガス）は、VOC（揮発性有機化合物）の一種で、微小粒子状物質（PM2.5）や光化学オキシダント（光化学スモッグ）の原因物質の一つでもあり、悪臭の原因物質にもなるため、排出抑制が求められています。

対象規模

炭化水素系物質発生施設	対象規模	炭化水素系物質発生施設の構造 並びに使用及び管理に関する基準
ガソリンスタンドに設置されるガソリンの貯蔵施設	(ガソリン) 貯蔵能力の合計が40㎘以上であること	次の各号のいずれかに該当すること 1. 施設の通気管に凝縮装置、吸収装置若しくは吸着装置が設置されているか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置が設置されていること 2. 施設の通気管に油送車と直結する炭化水素系物質回収装置が設置されていること



届出（設置等）の種類及び期日

項目	届出の種類	届出の期日
炭化水素系発生施設（ガソリンスタンド）を設置等するとき	設置届出	工事開始の前日まで
	使用届出	事由の生じた日から30日以内
	変更届出	工事開始の前日まで
氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったとき	氏名等変更届	事由の生じた日から30日以内
ガソリンスタンドの名称及び所在地に変更があったとき		事由の生じた日から30日以内
ガソリンスタンドの使用を廃止したとき	使用廃止届出	事由の生じた日から30日以内
ガソリンスタンドを借り受けたり譲り受けたとき。相続又は合併があったとき	承継届出	事由の生じた日から30日以内

環境保全・省エネルギー設備資金融資について

名古屋市では、中小企業の方々が、公害の防止その他の環境保全対策を実施するために必要な資金を長期かつ低金利で融資する「環境保全・省エネルギー設備資金融資」を実施しています。この融資を受けられた方には、支払った利子に対して、名古屋市が全額または半額の利子補助を行います。

詳しくは環境局大気環境対策課（☎ 972-2674）までお問い合わせください。



届出・ご相談・お問い合わせ先

市外局番（052）

西区公害対策課 (担当区：東・北・西・中村・中)	西区花の木二丁目18-1 (西区役所5階)	☎ 523-4613 FAX 523-4634
港区公害対策課 (担当区：熱田・中川・港)	港区港栄二丁目2-1 (港保健センター3階)	☎ 651-6493 FAX 651-5144
南区公害対策課 (担当区：瑞穂・南・緑・天白)	南区前浜通3-10 (南区役所2階)	☎ 823-9422 FAX 823-9425
名東区公害対策課 (担当区：千種・昭和・守山・名東)	名東区上社二丁目50 (名東区役所1階)	☎ 778-3108 FAX 778-3110

名古屋市環境局地域環境対策部大気環境対策課 ☎ 972-2674（直通） FAX 972-4155

届出書等は名古屋市公式ウェブサイト (<http://www.city.nagoya.jp/>) からダウンロードできます。
(事業者向け情報→ごみ・環境保全→事業系ごみ・環境保全に関する申請・届出→環境保全に関する法律・条例等の届出書・申請書→大気関係の届出書等)



届出書等のダウンロードはこちら